

第四十八回国会 大蔵委員會議録第十八号

昭和四十年三月十日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長代理理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君 理事 坊 秀男君

理事 山中 貞則君 理事 有馬 輝武君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

理事 天野 公義君 理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君 理事 嶋田 宗一君

理事 木村 剛輔君 理事 木村武千代君

理事 齋藤 邦吉君 理事 田澤 吉郎君

理事 田中 六助君 理事 竹内 黎一君

理事 地崎宇三郎君 理事 橋本龍太郎君

理事 福田 繁芳君 理事 毛利 松平君

理事 渡辺 栄一君 理事 渡辺美智雄君

理事 佐藤勲次郎君 理事 平岡忠次郎君

理事 小林 剛君 理事 米内山義一郎君

理事 横山 利秋君 理事 春日 一幸君

理事 鈴木 一君

出席政府委員

大蔵政務次官 鍛冶 良作君

大蔵事務官 泉 美之松君

(主税局長)

大蔵事務官 佐竹 浩君

(理財局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 柏木 雄介君

(大蔵官房財務調査官)

専門員 披井 光三君

三月十日

委員伊東正義君、谷川和穂君、濱田幸雄君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として竹内黎一君、橋本龍太郎君、田中六助君及び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第五号

大蔵委員會議録第十八号

昭和四十年三月十日

同日

委員田中六助君、竹内黎一君、橋本龍太郎君及び鈴木一君辞任につき、その補欠として濱田幸雄君、伊東正義君、谷川和穂君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

○金子(一)委員長代理 これより會議を開きます。本日は委員長が病氣のため出席できませんので、指名により私が委員長の職務を行ないます。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、関税率法等の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 きょうは、ただいま議題となりました法案につきまして、種々の角度から数点の質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、外資導入の状況をお尋ねしたいのであります。昭和三十九年の外資導入状況はすでに新聞等で発表になっておりますが、四十年度の見通し、計画、そういうものをひとつでできるだけ具体的にこまかい点まで数字を明らかにしてもらいたいと思うわけでありまして、御承知のように、株式取得の企業経営分やあるいは経営参加分、それから受益証券、社債、貸し付け金債権、外貨債、技術援助、こういう細目に分けて計画を明らかにしていただきたい。

○柏木説明員 昨年の十二月に昭和四十年度の国際收支見通しを立てました際に、昭和四十年度の資本収支は、ネット外資導入は二億五千万ドルの受け取り超過を見込んだわけでございますが、これにつきましては別に形態別その他のこまかい内訳はつくってございませんでして、三十九年度におきます外資導入状況と今後の見通しを勘案しまして、大体昭和四十年度は繰り入れ金の返済が相当ふえますこと、外貨投資もふえますこと等を勘案し、かつ順調に外資も入ってくるであろうという前提を含めまして、昭和三十九年度のネットの外資導入は三億三千万ドルと見込んでおりました。それが、それよりは若干減るであろうということと二億五千万ドルを見通したわけでございます。

○武藤委員 まず貸し付け金債権、三十九年は五億九千五百六十万ドルと新聞には発表になっておりましたね。世銀から七千五百万ドル、アメリカの輸銀から四千二百万ドル、アメリカ市中銀行から二千七百万ドル、その他の銀行から一億ドル、その他一億九百万ドル、こういう内訳になっておるのであります。この貸し付け金債権の額は四十年はどんな状況になりますか。

○柏木説明員 いま武藤委員からお話がありました数字は、おそらく外資導入の認可ベースの数字かと思っております。それによりますと、ただいままでのところ昭和三十九年度で五億九千九百万ドル

になっておりますが、昭和四十年度の数字がどうなりますかという点につきましては、目下のところ例のアメリカ国際收支対策によりまして、利子平衡税をバンクローンに適用する等の新情勢も出ておりますので、的確に予想することは困難でございますが、世銀につきましても大体一億五千万ドルくらいのもので期待されるのではなからうか。米輸出銀行につきましても、これは今後のいろいろな計画によるものと思っておりますが、おそらく三十九年度程度のものは期待できるのじゃないか。問題は米国市銀関係その他の市中ベースの貸し付け金であります。アメリカの政府当局あるいはアメリカの連邦準備制度の指導によりまして、アメリカの市中銀行が対外借款につきましても、自主的に規制するという方向に出ているので、それが具体的にどう出てくるかというものはよくわかりませんが、私どものいままで得ております資料によりますと、アメリカ側も日本が相当程度外資がなければならぬという事情を十分理解しておりますので、ほかの国は多少削るとして、日本のほうの借款はなるべく続けていくという方向が出ておりますので、おそらくそう大きく減ることはあるまいというふうに見ております。

○武藤委員 事実関係をお尋ねしますが、三十九年度の米市銀からの二千七百万ドル、その他の銀行から一億ドル、このその他の銀行から一億ドルというのは、どういう金融機関からですか。もう一つ、新聞によるとただその他というのが一億九百万ドル、日本経済にずっと出ました数字であります。これは一体どういう金融機関から調達しているわけですか。

○柏木説明員 日本経済の記事がどういうソースからその数字をとったか、私よく存じませんが、米国市中銀行のほかにヨーロッパの市中銀行からもあるいはカナダの市中銀行からも相当額の貸

し付け金がございます。それから銀行以外の会社が日本の会社に金を貸すという事例もござい

○武藤委員 したがって、私はその内訳を尋ねて

○柏木説明員 たいま内訳を持っておりません

○武藤委員 国会の答弁で、相当多いなという

○柏木説明員 あとで数字を申し上げます

○武藤委員 いまの答弁の中でアメリカが平衡税

○柏木説明員 お説のとおり国際的にポンドの問

○武藤委員 次に株式取得の見通しはどうか

○武藤委員 そうしてまいりますと、スイスあたりの

○柏木説明員 数字的な資料はさつそくつくつて

想されまので、先般の米側との折衝におきま

○武藤委員 ヨーロッパも、かなり先ほどの答弁

○柏木説明員 ヨーロッパにつきましては、これ

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

データをはじいておりますか。

○柏木説明員 お説のとおり現在の株式市況等か

○武藤委員 そう期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

よりも日本へ投資するほうが有利だという条件が

○武藤委員 きょうは十二時までという時間の制

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

○武藤委員 どうして期待できないというのか

すが、数字的な資料はさつそくつくつて差し上げます。

○武藤委員 次に、外貨債の内訳をお尋ねいたしますが、三十九年度の外貨債の内訳は国債、政保債、民間債に区分をしてどういふ状況になつておつて、四十年度はそれをどういふ数字に持つていこうとしておるのか、これをひとつ。

○佐竹政府委員 お答え申し上げます。

三十九年度実績は四月以来二月までのところでございますが、まず国債でございます。国債につきましては五千万ドル、これは御承知のように、ドイツで発行いたしましたマルク建ての国債であります。次に政府保証債でございますが、これが今日まで三本出ておりました合計六千七百五十万ドル、その内訳は開発銀行債二千万ドル、東京都債二千二百五十万ドル、大阪市、これはマルク債でございますが、二千五百万ドル、合わせて六千七百五十万ドルになるわけであります。これらの国債、政府保証債を合計いたしますと一億一千七百五十万ドル、かように相なるわけでございまして、次に民間債につきましては、これもまた二月までの実績で五千七百五十万ドル、したがってこれらをすべて合計いたしますと、外貨債といたしましては大体一億七千五百万ドル、端数を切り上げ、切り捨てがありますが、一億七千五百万ドルに相なるわけでございます。

○武藤委員 ただいま局長が答弁された金額は、政府が当初考えた計画には達しないのではないだろうか、そういう疑問があるわけでありますが、その点はいかがですか。

○佐竹政府委員 御指摘のとおりでございます。大体三十九年度の当初の見込みといたしましては一億三千万ドル程度、一億二千五百万ないし一億三千万ドル程度を期待いたしたい、かように考えておつたわけでありますが、それに対して若干下回つておるわけでございます。

○武藤委員 若干下回つておる中で、本年度の財政計画の中で電債債の二千万ドルの外債を予定したようでありますが、この二千万ドルはいまどう

いう状況になつておりますか。近いうちに確定をするものなのか、それとも年度を越すのかその辺はどういふ状況でありますか。

○佐竹政府委員 まさに武藤先生御指摘のとおり、電債債二千万ドルの発行を案は計画をいたしておつたわけでございます。これはできれば年度内発行と思ひまして、一月以後いろいろ市場の状況等を打診をいたしております。そこに御承知のようなことでジョンソン教書の発表がございまして、米国内市場における暦年ベースで一億ドルまでの免税発行の道が開けた、こういう新情勢になつてまいりましたので、これをニューヨーク市場において発行するかあるいは昨年やりましたようなヨーロッパ市場における発行がいいのか、そこらあたりの両市場の状況等も詳細に打診をいたしまして、そのためにやや発行がおくられてまいつておるわけでございますが、近く見通しを確立した上で発行いたしたい、できれば年度内発行というふうに考えておりますが、御承知のようにきょうはもう十日でございますので、あるいは多少四月にずれ込むこともあり得るかという感じ目下現地ではいろいろと鋭意市場のサウンドを續けておる状況でございます。

○武藤委員 そうすると、二千万ドルの未発行の分は、アメリカでやるかヨーロッパでやるか、まだ政府部内でははっきりと定まらぬので、これは、御承知のようにならぬドル免税発行の道が開けたということでございますので、やはりニューヨーク市場における発行が本筋であるか、かように考えておるわけであります。実は、大統領教書に基づく大統領令というものが出来ませんとそこらあたりの手続が確定をいたしません。目下アメリカ側におきまして大統領令の制定を鋭意急いでおるわけでございます。したがつたことともからむものでございますので、その辺で多少時期が確定しがたいと思ひますが、いづれごく近い機会におそらくは明らかになるうか

と思つております。

○武藤委員 そうしますと、電債債の発行が一年間経過して年度内にどうも確定しやうもない、そういう際に、電債債のほうでは事業遂行上支障はないのでしようか、どうなものでしょうか。これはおそらく当初計画に乗つていける資金繰りだと思ひますが、そういう点は一時政府が何か手当をしておくのですか、そのままになつていけるのですか。

○佐竹政府委員 全く御指摘のとおりでございます。電債債の財投計画ではこれを計上して予定しておつたわけでありまして、したがつて、私どもとしても年度内発行ということを目指して日夜努力をいたしておる次第でございますが、そこで、大体年度内可能であれば問題はないわけでございまして、万が一に、二、三日にしても四、五日にしても、多少とも四月にずれ込むということになりますと、年度をわたらなければならぬ。そういう事態が起こつてからでないといふも申せないのでございまして、かりにそういう事態が起こりましても、電債債の事業遂行に支障のないように私どもとしては資金繰りの手当てをつけた。これは先生十分御承知のことでございますが、かつて東京都債が三十八年度発行を予定しておつたところが、これが若干ずれまして三十九年四月発行ということになつたわけでございまして、現金の受け取りが年度をわたつたわけでございまして、その場合に、工事計画に支障があつてはいかぬといふことで、実はつなぎの融資をいたしております。そういう実績もございまして、今回も万一そういう事態が起こればそういう手は打つ、しかし私どもとしては何とかな年度内発行といふことで努力をいたしてまいりたい、こういうふうにお考えをしておるわけでございます。

○武藤委員 その点は、事業にそこを来たさぬように、政府当局としては、計画は遂行しなければいかぬという立場から、すみやかな善処をひとつ要望しておきたいと思ひます。次に、非常に事務的になりますが、外債発行の

場合には財投計画の原資見込みの中に外貨債等が入りますね、世銀からの借り入れ金の場合には、やはり予算書は通るのですか。通つたら何ページにあるか、もしできたらお知らせ願ひたい。

○佐竹政府委員 財投計画表の中に、先生御指摘のように入外債はもちろん入りますし、そのほかに世銀借款の分も外貨債等ということでは入つておるのでございます。ただし、これは当該年度に現実に世銀から借り入れを行なう額に限つて載せております。先ほど柏木調査官から答弁がございました四十年度中一億五千万ドルを期待するといふ、これはひとつの包括的な約束でございまして、一億五千万ドルは個々のプロジェクトに分けられるわけでございます。したがつて、それは現在のところ世銀当局でいろいろ審査をしておりまして、私どもとしては、一応道路公団の東京—名古屋間の高速道路の一部に充てるとか、あるいは阪神高速道路の分とかいったようなものに振り充てたいといふことで、目下折衝いたしております。また世銀当局の最終的な決定はございませぬ。したがつて、今日のところはこれが各機関にどういふふうに分けられるかは確定をいたしておらないわけでございます。ただ、昨年度に成立したしております世銀借款の分がことし引き出される、そういうものもあるわけであります。あるいはそのもう一つ前に契約しているものうちの二年目の分あるいは三年目の分が引き出される、そういう四十年途中で引き出される分というものは大体見当がついておりますから、その分を合計して先ほど御指摘になつた外貨債等という中にその金額を入れておるわけでございます。

○武藤委員 外貨債等の中に含まれていていまして、これに四十年度六百五十億円ですね、そうすると、六百五十億円の分は、世銀が一体幾らで、それから政府保証債も欧州市場での発行の分が幾らかというその内訳はわかりませんか。

○佐竹政府委員 六百五十億円のうち、世銀借款は百九十五億円を予定しておるわけでございま

す。それから外貨債が四百五十五億、合わせて六百五十億、かような次第でございます。

○武蔵委員 そういたしますと、四十年度に世銀から一億五千万ドルを借り受けるその場合には、予算書の中には、四十年度まだこれから発行するであろう見通しのものについては、個々の機関には全然まだ配分されてないわけですか。

○佐竹政府委員 先ほどお話の出ました一億五千万ドルの配分につきましては、目下折衝中でございますので、それはどの機関に幾らというところはまだ確定をいたしておりません。おりませんが、それぞれの機関での借り入れ、つまり外部負債を建てます場合にそれぞれの総額を縛るわけでございますが、これは国内資金で見るとあるいは世銀がきまれば世銀の分でそれを埋めるかということになるものでございますから、借入れ金の総額としてはその中で押える、そのうちが流動的に動く、しかもその点世銀借款が、先ほど御指摘のように一億五千万というところで総額でもって政府の債務保証の限度を取りつきますために、今回の法律に基づきまして予算総則の中で一億五千万の、つまり債務保証限度をいまだという規定を設けておるわけでございます。

○武蔵委員 どうも私もよろわかないのですが、政府がわれわれに承認を求めた予算書なり予算説明書なり、そういうものはあくまで予算ですから見込み、見積もりですね。そうすると世銀から一億五千万ドル借りようという見積もり、見通しを立てれば、当然その分は予算書にそのまま一応載るのではないかと。年の途中でその見込みがどうも遂行できそうもない。相手のあることだから、これはまあべりになった。そういうときには減額補正なり何なりかです。いまの局長の御答弁でいいますと、一億五千万ドル見積もって見たが、実際に借りられなかった場合には、借りられたときには翌年の予算に載ってくる。いま三十九年度の予算に載っておるのは、三十八年度の実際に契約をして入ってきた金だけが予算に載る。入っ

てこないものは減額補正して落とすという手続上の処理じゃなくて、何かどうも一時政府の国内の資金を融通して予算書には載せておいて、借りられた場合には、翌年それを世銀借款という形でここへ載せる、こういう処理をしているのですか。どうもそこらをはっきりしないのですか。

○佐竹政府委員 ちょっと私のことばが足りませんために、申しわけなく存じておりますが、三十九年度までにおきましては、これは世銀借款の内訳もそれぞれ個別の機関ごとにきままして、先ほどお話のございました財政計画表の中でも、三十九年度の外貨債等というものは、五百三十六億円というものが突はあるわけでございます。その五百三十六億のうちで外貨債については四百四十一億円、世銀借款の分が九十五億円であります。この九十五億円の中で道路公債は七十八億円、首都高専、つまり羽田・横浜線の分として五億円、それから電鉄の分として十二億円というふうには突はきまっております。

ただこれが四十年度から、世銀のほうのいろいろ審査の関係や何かで、予算編成までの間において、つまり道路公債に幾ら、あるいは阪神高速道路に幾らというところが、突はまだきまらなないのでございますから、大体世銀当局もほぼほぼ私どもが希望しておりますような線できめていこうという内意は、ごく非公式にはあるわけでございます。そのため、いま申しているように、一億五千万という総額で保証限度をとらしていただきまして、それが個々の分が調印がなることに、その限度の中から使わしていただく、こういう仕組みになるわけでございます。

○武蔵委員 今回の改正でそういう外貨資金の借入れについては、従来は機関別に一応財政計画なりあるいは予算書のどこかに載ってくる。そうすると、この改正案が通ると、どの機関に何ぼつ外貨債を当てにしておるといことは予算書に載らぬわけですね。そうするとこれは、この改正

案が通ると国会の承認というか、国会の審議から落ちますね。それはどうなりますか。一括一億五千万ドルなら一億五千万ドル世銀から借りますよということは、あるいは国会に承認を求めるといふわけでも、個々の機関別に、国会審議は全然なくなってしまうわけですね。

○佐竹政府委員 ただいま提出して御審議をいただいておりますこの法案第二条第一項にその規定があるわけでございますが、ここで世銀借款を受けることが予定されている機関を列挙いたしております。こういうものの範囲内ということでございます。どこにもかしこにもというわけにはまいりません。世銀も国際機関でございますので、やはりおのずから貸し出し対象というものを限定されてくるという問題もございします。そういう意味で、同時にこの法律の面でも受け入れ機関というものを一応限定をいたすという形にしておりますが、ただ予算書に関する限り、まさに武蔵先生の御指摘のように、予算総則ではつまり債務保証限度の総額を一括計上いたすわけでございますので、それがこの機関に幾らということには御指摘のとおりは出てまいりません。その点は御指摘のとおりでございます。ただし、その点はいま私が御説明申し上げておきますように、日本側としてはこれこれこういう機関に対して借款を希望し、世銀当局にも、どの程度その話が進んでおるかというようなことも大体申し上げまして、御了解をいただきたい、かように思っております。

○武蔵委員 そういたしますと、総額の範囲内を一括して予算書に計上する、これはしますね。その際に本年の希望しておる機関はどのこととどこへ充当したいのだというところは、当然国会審議の資料の中に記載しますか。それとも全く機関別ということとは、国会に出さないで、世銀と政府間だけの交渉で機関の名前は明らかになつていく、そういう取り扱いをするのか。

○佐竹政府委員 この点は世銀側のほうで最終的な決定をいたしますまでは、やはりはっきりいた

さないわけでございますので、どうしても交渉継続中という段階でございますと、内々の話ということしかできないわけでございます。その点ひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○武蔵委員 しかし内々の交渉だといつても、従来は予算書に個々の機関に一応配分をしてわれわれのところに出したわけでしょう。今度はその国会審議の芽を抜いていくということは、局長、これは幾らか国会審議を軽視することになりませんか。

○佐竹政府委員 私どもは国会審議を軽視するなどというところは毛頭考へておらないわけでございます。いま、予算編成までの間に、世銀であれば個々の借入れ対象、それから外貨債であれば銘柄別の発行金額というものがそれぞれきままして、それを国会で御審議いただくのが一番いいと思っております。思っておりますが、実際問題として、何ぶんにも相手は外国市場もしくは外国国際金融機関ということでございますので、やはりある程度流動的に動かざるを得ない面もございします。そういうわけで、要は世銀借款なり外貨債なりというものを一番有効に、効果的に確保しておくためにどういう方法がいいかといつて、実はいろいろ私どもなりに苦心、研究をいたしたわけでございますけれども、どうもいまの段階でございますと、こういう形で御審議いただく、しかもその場合に政府が保証を与える限度額というものは一億五千万というもので厳然として国会で御審議いただくわけでございます。それ以上のものをかけて政府がやるということになりますとこれは問題でございます。同時に、その個々の機関につきましても、この法律によりまして、一応限定されておることとございします。この点は十分法制局とも相談をいたしまして、国会の審議権を侵すといったようなことではないというところで実はまいっております。

○武蔵委員 局長の性格や人柄からいえば、国会はうるさいからひとつ審議権をこの辺で縮めてしまえという悪意があつてやっているとは私は思ひ



を、さらに今回増額をして借りなければならぬ。ところがIMFはそれだけめんどうが見られないから、今度はGABで何とか十カ国でイギリスに借款を与えよう。その十カ国の中には日本も含まれている。日本もイギリスの借款に協力できるかまえておるのか、日本はそこまででもできま

せんと言っているのか、それは担当は一体どこですか。あなたのほうの担当じゃないんですか。○柏木説明員 イギリスの危機に際しまして、昨年の十一月、日本を含む主要国が三十億ドルの借款を供与したわけですが、その中でも日本が入っております、その意味におきまして、日本としても応分の支援というか、協力をいたしました次第でございます。それからIMFから十二月の初めに十億ドル借款を供与したのでありますが、そのうちに

そのうちに、おきまして日本からの円の借款が含まれておりますし、そのときGABを発動いたしました、日本を含む主要国がIMFに金を貸したのであります。そのときも日本として応分の協力をいたしましたわけでありまして、GABはその当時二千万ドルでありまして、したがって今度、今年

の二月の末に昨年十一月の三十億ドルの返済期限がまいましたときに、大体全部、本年五月まで借款を延長したわけでありまして、その延長した分を今度返済するにあたりまして、伝え聞くと、ころによりまして、IMFの引き出しをさらに増額しなければならぬというふうになっております。まだ私も公式な正確な情報も得ておりませんが、そういう際には、日本としてもポンドの価値維持、国際決済手段としてのポンドの重要性にかんがみ、国際金融協力を必要なる協力をいたさねばならぬ、そういうふうな考えをしております。

○武藤委員 IMFの増資の問題で、日本は今度五千六百万ドルですが、増資がふえる。その場合の二五％は金で一応払い込む。金で払い込むのを、日本はとも金保有が少ないからというので、何かアメリカのニューヨーク銀行筋と話し合せて、ごちゃごちゃわけのわかったようなわからぬような方法でこれを払い込むんだ、日本の金

は持ち出さない、こういうようなことが新聞報道にあるわけですが、五千六百万ドルの払い込みのうち二五％の金払い込みというのは、一体どういう方法で日本はやるかと考えておるのですか。○柏木説明員 IMFの増資は、御承知のとおり目下総務会の交渉の途上でありまして、おそらく三月末に増資が決定することになろうと思っております。その際、日本の増資は二億二千五百万ドル相当額になりますので、その四分の一を金で払い込むといたしますと、約五千六百万ドルの金が必要になります。ところが、日本の金の保有は御承知のように比較的少なく、約三億ドルしかございませんで、そのうち五千六百万ドルを払い込むというのではとうていできないということになりますので、これを海外において求めざるを得ない。具体的にはどこで金を買うかということか、それはこれから正式にIMFの増資がきまったらとある問題でございますが、ニューヨークで買おうといたしますと、アメリカでは、アメリカの連邦準備銀行が各国の中央銀行に対しては一オンス三十五ドルの相場で常に売りに応じておりますので、そこで買うのが一番簡便かつ妥当かと存じます。

○武藤委員 局長の見解をひとつお尋ねしたいのですが、いま御答弁のあったように、日本は金保有が非常に少ない。三億ドル程度ではどうにもならぬ情勢にある。ソ連は、御承知のように金がたらくさん産出される国で、いま金保有では世界有数な国になっておる。そのソ連が日本に金をひとつ売ろうではないか、取りかえようではないか、そういう話がきておるのを——これはあなたの判断ですよ、別にあなたの責任を追究しませんから……、これから国際金融情勢に対処していくにあたって、あなたは日本の重要なポイントに占めておる地位にあるのですから、あなたの見解をこの辺でただしておきたいのです。なぜ、ソ連が売ろうというのを買っちゃまずいのでしょうか。大臣は、買う必要なしと三月一日に演説をしてお

るのです。この演説のかんりの部分が「金融財政事情」に書かれておる。おそろくうそでないと思

う。大臣がこの前ここで答弁されたときには、あれはちょっと茶飲み話程度の気持でしゃべったんだと言っておりますが、かなり詳しくしゃべっております。局長は、もしソ連が金を日本にひとつ売ってもいいと言った場合に、これを拒否するのは一体どういう理由、あるいはどういふ支障があるか。そんな支障はない、この際日本の金準備を、フランスもあつた政治発言をしておるのだし、世界金融政策というものは大きく移り変わるところであるから、日本国家の将来の金融政策の安定、安全のために、やはり金保有は、この際できるだけふやしたほうがいいんだ、こういう立場に立つのか、ひとつ局長の御見解を伺っておきたい。

○佐竹政府委員 武藤先生に申し上げますが、実は外貨準備あるいは金準備といったような問題は、私ども理財局の所管外でございますので、国際金融局から柏木君が参っておりますからどうぞ。○柏木説明員 いまお尋ねの金保有をふやしてはどうかという点でございますが、私どもの見ますところでは、日本の外貨準備は二月末で二十億五千万ドルでございますが、これはまだ総体的に少ないのでありまして、実のところ金を買余裕というものがあまりない。外貨準備の相当部分というものは、これを効率的に活用して、日本の外国銀行等からの借入れの基礎に使用しておるわけでありまして、むしろ効率的に使用するためには、金よりは外貨で持っているほうが便利である、都合がいいという面がございます。目下のところ金をふやす方向に出ておりません。しかし、おっしゃるように金というものの重要性というものは、昔もいまも変わらないと思っておりますので、長期的には外貨が逐次ふえていくに従って金も保有をふやす方向に持っていくべきだと存じますが、目下のところは、金をすくりに買うという態勢にはないのじゃないか、そういうふうな考えます。

○武藤委員 いまのあなたの答弁は説得力も説明力も全くない。これはもう問題にならぬですね。しかし、時間がないから、これは論争するあれない。ただ、金で持つよりは、アメリカの証券で持ったり預金で持たうほうが利息がつくから得だ、こんな目先のことで、国家の将来の金融政策を誤らうたいへんなことですよ。いまフランスのドゴール発言、フランスの金本位制を取り入れるという考え方というものは、ドルやポンドに対する挑戦なんですから金融戦争なんですよ。そういう金融戦争のさなかに、日本の将来をどういう方向に持っていくかというところは真剣に考えなければいけません。田中大蔵大臣は、金融には全くのしろうとなんですからね。学理的なものも、原

理的なものも頭に入っていないのです。あなたたち補佐官が、日本の将来を誤らぬように科学的な根拠をきちっとして、大蔵大臣に進言する必要があります。私はその点を痛感しております。その点、あなたも今後十分検討、勉強して、大臣が道を誤らぬように補佐官としての役割りを十分果たしてもらいたい。それを要望しておきます。その他、技術援助の契約の内容、技術援助の件数、現在までの残額、それから技術援助を受けたために日本の企業が輸出ができない契約内容がある、そういうようなものを資料として、ひとつ私のところまで近い将来出してもらいたい。よろしゅうございませうか。○柏木説明員 いま御要求がございました資料は、さっそくつくってお届けいたします。○武藤委員 最後に、いまアメリカが平衡税を發動しておるために、日本の企業者側は、どうもアメリカからの外資の導入が非常にコストが高つく、そこで、平衡税に匹敵する部分だけは政府が税制上の優遇措置を与えよう、すなわち、それは損金として平衡税を上積みされた分だけは税金でひとつめんどろを見ていこう、こういう協議をいたしましてよろうでありますか、それは決定をいたしましたか、いつごろ決定しますか。これは主税局長ですか。○泉政府委員 アメリカが平衡税を課税する場



は原案のとおり可決いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

おはかりいたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子(一)委員長代理 次会は、明後十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会